

（一）変換（応用）は至て自由

昭和六〇年（永）才一七〇七

控訴人 松下昇他へ

被控訴人 国

参加（忌避）申立書

前記事件に因して共同訴訟参加を申し立て、同時に
大阪高等裁判所六民事部裁判官（石川、堀口、小沢）に対して
忌避を申し立てる。

一九八六年三月二十四日（送達受取先を別にかいてもよい。）

大阪高等裁判所 御中
（送達受取先を別にかいてもよい。）
住居、氏名（印）

申立理由（別）↑各人で考える。

- 一、裁判の内容等々展向に因する裁判。
- 二、一〇〇の警備の仕方の裁判、裁判官に判ることには
- 三、自らのテーマとの関連。へホンプク✓する。

註 ① 民法 59 条 訴訟の目的に共通の条件反る者は共同訴訟参加できる。
64 条 訴訟の結果に利害関係ある者は補助参加できる。
68 条 相手の異議がなくても即時報告し期間中は有効。

② 申立書は正、副二通を作成し、訴訟受付の滞りで提出、
何と、申立には金がかかる。（印紙、切手で納入）

（一部を添付して） 参考 200 円？ 60 円？ 860 円？

補正（命令後に追加可能） 忌避 300 円？ 600 円？

③ 申立の却下に對しては、まず「即時報告をする」と口頭での、
のちに文書を提出することの認められている。（有効）

7.25の集まりに参加される方々へ

'86. 7.25

松下昇

ご連絡ありましてご迷惑しました。本来、私としては、'69年以降の大学
斗争の過程で知合された教員（および学生、院生、職員）のできる限り
多くの人々の参加し、継続的な討論の場をつくらせていくこととを以てし
ており、今回の7.25の集まりも、その一環としてとらえております。

そのような場〈^でに向けて〉私の提起した方向性は

＊、あなたにとって〈 〉大学斗争は何であったか、振り返って下さるか？

であり、それに対応して

＊、このように向いて、答える構造自体が、状況からどのような力とつながり

ると感じ、対応して下さるか？ です。

（できれば記録し、公開する。）

前記の二つの項目を媒介に討論をけしめることになり、共通のテーマ
や差異の必然性がよりよく視えてくれればよいのですが、私の位置から
先にもう一度みると、

＊、については、'84.12.17東京高裁法廷での行爲（のち監置～起訴）
の瞬間に、'継続する〈神戸〉大学斗争勝利！、と叫んだ意味を
今も生きようとしております。

（が〈神戸〉の場合）

＊、については、このように向いて～答える契機を、あえて裁判

そこからけし出す現在の生き様に即してみつけた、と考えています。

とくに、生活、職業、学への'69年性からの視線

全政治情勢の中での現在の自分の〈たまたま〉のとりこに
なっている

を大切にしよう。

なお、継続する討論の場の設定のために、本年8月26日岡山地裁判決
（坂本氏の公務員労働組合明渡請求）直後に予想される強制執行までに、

坂本夫妻と組合の討論が必要になることを申し立てます。

6月22日には徳島で十日書店を運営する

山本さ代さんをごこんで討論しました。

② 7.25に河村さんからうけた陳述書(日付は8.14としてあります)。中1次案ではが、7.3うち合せをへての中2次案ではが)と拝見しました。私の印象をのべますと、

1. 控訴審における三証人の証言内容を基軸として見解をのべておられ、それはそれとして十分に貴重なものと考えますが、その具体的な展開は、代理人弁護士がやって下さるでしょう。むしろ、河村さんとしては、代理人弁護士が論点から消してゆくテーマについて強調してゆくかよと判断します。

2. 強調すべき点を大別すると、次の二つに存するでしょう。

(i) 控訴審のテーマになり、陳述書の中でも示されてくるが、代理人弁護士が、またその意味を十分に把握してゆくべき。

(ii) 控訴審のテーマと存する、陳述書の中でも示されてくるが、学際争い〜知命の本質の把握に不可欠なもの。

3. 前記(i)については、^(特に) 岡本がキューバ行きを筆動した具体的な経過〜背景〜意味(この段階で知命よりは、隔離と考えていた政治性)をお、竹中さんの報告書が、出席するかのせにより十分に討議の対象となるよう切望してします、かのせの河村公判への其斗の仕方は、たんに、裁判の展開に役立ったかという以上に、自己史と情況の総括〜止揚の深さから発してします。

前記(ii)については、^(特に) 知命者が理事長〜学長の水準のせ存する、教授会の多数派によって支えられ、かつ基本的な人間の論理を之完全に圧殺する形でおこされた経過を、本人尋問で明らかにしていただくたく思います。五月三日の会通信才24号をここに添付しますから、代理人弁護士にも回覧して下さい。(書証として提出可能)

さらに、7.25集会でテーマとなった(というが、総括の位相として、それそれの人が感じた)大学争いの永続性について河村さんの言葉で語って下されば大変うれしく思います。

また、私が6.30日の午報でのべた諸君について

追記
8.14から判までには本人尋問の際にきいてほしい項目を作成して送ると代理人弁護士に提案して下さいます。

②

7.25に河村さんは、「坂本さんが、秋子さんや子ど²もたちをRBへ入らせるには、クビ²をかけた²ま出かけて討論に参加する。」という趣旨のことを語られました。(満田さんも、坂本さんたちのテーマをより正確に把握し、批判すべき点は批判してくるべきだし、とのべられ、岡東学院大生協の元学生の人を、河村さんへ行く事を自分もいく、と意志表示されておりました。)

とすると、RBへきてもらって討論するという場合、
(秋子さんたちに)

(1) 坂本さんが、そのような状態をつくらせておいてから、河村さんに参加してもらう。

(2) 河村さんが、秋子さんたちを説得してRBへきてもらい、そこで話しする。

のいずれでしようか? それぞれの内部に、又、ニュースや構造のちがいはあるでしようか... (根本的には、家族の把握の仕方によって)

私のかかり方との関連でいうと、河村さんのお考えか

(1)の場合、河村さんから坂本さんにあてて、文書でその提起をして下さるのが最もよいと考えます。私からの伝言という形は、これまでの経過〜テーマを縮小しかねると感じるので...

(2)の場合、私も河村さんと一緒に、秋子さんを説得しに行きます。かりに説得が拒否されても、河村さんが岡山へこられて、ご自分の考えを対象化されることは、7.25集会のテーマをより深化させ持続させることになるでしょう。参加される方々の交通費は負担します。

(なお、(1) ^(を提起する)場合は、^{*}坂本さんが拒否する可能性が大であり、こうするとそれぞれの当事者の考えが固定したまま、RBに対する国家からの排除を最悪のカタチでいうことになると思います。この事態を何とか突破するため、(2)の方法をとっていただくが、さらによいフォローを提起して下さると、ありがたく思います。) *全く予兆というのでなく、十分に意味はありますが... どうぞ

坂本さんのこれまでの提起の経緯をいまおこらうならば

この件に限らず、私の方から坂本さんへ連絡する事は今のところありません。

河村隆二様

7.25には、いろいろの方々の意見（まだ、序と
いう段階ではあつた方が）を多くいただき、大変
参考になり、今後の試みへの示唆をうけとりました。

この日の中心テーマ（大学競争の現在の把握）に
ついて、及びたまたま、あつた集会の企画等とし
ていくつもりです。ここでは緊急のテーマである

(a) 河村本人意向について（竹中報告書の応用）

(b) 8月下旬の岡山での秋子先生を合取討論について

について、今の考えを話し、7.31弁理士事務所
の都合には参加する竹中先生に話します。

どうか、よろしくご検討下さるようお願いいたします。

86.7.30

松下 昇

(数量とも一回のハル判では終了しな〜と思います。)

| |
|--|
| (a) 本人尋問でテーマにしてきたこと |
| 0. 一審判決が大学の自治、知分の正当性を把握して〜の批判。 |
| 1. 緊急知置要綱が全国的にみても極めて悪質な役割をもちこと。 しかも、かつての〈左翼〉岡本正が学内の勢力争いの拾収策として、 かつ自らも秩序総体に利用されて、これをうち出して来た意味。 |
| 2. 労働協約の内容からの透視でもある解雇知分。(河村氏の組合 における活動の成果にもかかわらす、組合執行部の支援等がほとんど なかった理由) |
| 3. 解雇知分を審議する教授会の実態(五月三日の会通信・才24号の 記録を応用する。) |
| 4. 河村氏の授業ボイコットは、 ^{思想良心} の自由として把握 <small>とれるべきであり、</small> 岡本、被知分学生、河村氏のそれそれ、(行君の死と厚風景とす る)人間的共感の深部において相互に理解、許容し合えるはずで あるにもかかわらす、政治的存続の中で学生知分がおこなわれてし まいことへの抗議の意思表示であったはずである。 従って ① 知分香側代理人の〜のように、全共斗支援の行動ではなく、 ② ボイコットの対象も全ての授業ではなく、II部 <small>の全</small> 部やI部の物 理実験が除外され(河村氏の授業体験から)、 ③ S.48.1.29のボイコット宣言は2.1/留保、2.2/に は4月以降のカリキュラムに従う、という変化をもつ。 ④ 実際の影響はほとんどなかった。 <small>(全国的にみても、より長期的の ボイコットで知分は4年い34.多い)</small> |
| 5. にもかかわらす、これを逆用して、河村氏の思想的屈服を迫ったり、 キューバへ隔離しようとした岡本らの策動(竹中報告書を応用) こそが批判されねばならない。 |
| (6. その他、審理過程でテーマになった事項に関しては、代理人弁護士から 専門家との相対が〜として、そこから読み出す河村氏のテーマ が、このメモの他にも多くあると思うので、うち合せの際に提起して下さい。) |

例
川 京大、折田浩士、三才月

RB302を会場とする

(b) 坂本牧子さんとの話し合いの経緯について

0. 疑問や批判を遠慮なく出し合うことで高次の討論が可能になるでしょう。

1. 7.31 うち合せ会議に参加した竹中さんと媒介しての私の提起に
応じて、8月下旬に牧子さんに会いに来て下さるとの意思表示を
して下さり、ありがとうございます。

2. 7.25 東京の被知合者会議の際に、自分も参加したい、と発言さ
せていた元・学生(現・関東学院大生協)の方を含め、岡山へこらゆる
のを歓迎します。(岡山を含む)斗争、とくに今年の3.24大隈
で勾留された根本氏の保釈金のために準備しておいたものの、
残り、その3万円を旅費の一部としてお渡します。人数や日数
の増加に対応して、さらに追加可能です。) 但し、岡山行を強制している
わけではありません。判断は全く自由です。

3. 岡山へは、ご都合のよい日を之らくできていた上でよいのですが、
牧子さんへは連絡しておかれた方がよいと思います。夏休みのため、
子ども連立で親せき等へ行く可能性もありますから。

Tel. 0862-54-2197 (報告をしようか)

坂本氏へは岡山へこらわれてから連絡がつかずますが、文書による
よいと思います。 (学友会がRB302へ行けば)

4. 日程が8.13~14に東京へ行く竹中さんに伝えているのは
好都合です。裁判の日付としては、8.26 生保に関する裁判の判決
(牧子さんの「別居」がテーマ) 8.28 RB明確な判決(強制執行)
関連する

5. 知は基本的に、いつでも参加可能ですが、本質的には、牧子さんが
私の参加を請求して下さることが最もよいでしょう。

6. 竹中さんは、独自に河村さんと同行し、牧子さん達とも話を
する意志をもっているので、5の実現までは、私の提起したテーマ群を
かへ委託します。 (RBから根拠を明示して)

7. もちろん、事態の展開により、任意の人が私の参加をよびかけられ
いつでも出かけるつもりです。

で
さ
れ
は、
8-13
5
14
に

(この紙片(a)、(b)は8.13うち合せ会議に参加する竹中さんに託します。)
(c) 8.14 公判

01-14 EKC

① 坂本秋子さんのテーマに関する私の考之(序)

1. 河村さんは、坂本守信氏の次の態度、すなわち

① RB302に外部の人たちと共に一晩中入り込み、秋子さんや子どもたちを別居させる契機をつくり、黙認した。

①' これに対する河村氏の批判に対しては、秋子さん側の責任が返るとしてゐる。(河村氏及び牛嶋氏?)

② 此の君の誕生にかかわってゐるとすれば秋子さんの別居の理由は決定的である。

②' これに関して坂本氏が明確な態度表明をしてゐない。

③ 本来、坂本氏をもっともよく支え、「いつかホロホロに帰って来て受け入れるつもりがある」秋子さんと共にRBを強制執行から守ることをせず²に放置してゐる。

とこのように批判を集中しておられると思いますが、より正確にいへば、かつ補充して下されば³討論に役立ちます。

2. 前記の各項に対する私の考之は、直接、RB302を含む場でのべたいと思ひますが、基本的にいえることは、

α. 坂本氏のテーマとみえるものを媒介して、同じ比重で自分のいふ、訂正的なかきり⁴の総括に向かひてゐる。

β. 大学競争とよばれる世界的な激動は、たんに大学内部の矛盾のみならず、各主体の表現の原理、生活の仕方、国家との持続的知識について根底的な変革と、その開示～共同的な追求を必然化させてゐる。

γ. 前記二項の追求は、自己閉鎖的にだけなく、たえず誤りうる可能性の検証の回路をつくりつつ、公開でなされるべきである。とこの三項目です。

また、河村氏に対する坂本氏の反論は、秋子さんや子どもたちのいる前で行はれる時のいふ意味をもつ、と考へてゐることも付記します。

① ~ ③ の註

一言でいうと、私は河村さんに、今すぐ岡山へ来てほしい、とたゞ考えてゐるわけではありません。私自身の不安をのへると、

1. 秋子さん、塚本さん、その他の人々の都合が河村さんと合うかどうか、の他に (20~26は大学祭の合宿があるかもしれません。)

2. それぞれの出会いの必然性が一致するかどうか不安です。

3. 岡山で、河村さんの会える人に、河村さんのお考えを伝え、同時にご自分の考え方を、より正確な事実経過をふまえて、伝えかえしていただくこと、しかも 8.26、8.28 とこの判決の直前の時期にそうされることには大きい意味があると思いますが...

4. 河村さんに聞いていうと、やはり私が提起してきたもの水準で、無駄に落ちることの可能性を含めて出かけてみよう、とされるのが一番よいと思うのです。

5. 塚本さんに聞いていうと、異質とみえる考えや人間性にもっと交差して、自分で正しいと思ふに思ふに思ふ考えを相手にとどく言葉が、いっしょに話し合う態度が今必要です。その役割を私がしてもよいのですが、これまで長い共闘の過程(基本的な構造としての大学斗争の水準で)からのこぼれがあるため、~~互~~ 互にかかれは異質とみえにくく、という問題があります。これは私の責任でもあります...

6. もう一つ、私の位置からは、河村さんの位置を ^{自分と} 同一とみているわけではなく、あくまでも、その意味で岡山行きを提起していることを付記します。(むしろ河村⇔塚本間の距離よりも遠い所もあり)。

7. 以上をよく考慮下され、ご判断のたゞ下さるさう、岡山へ行くかどうかにかかれます。私の提起の本質的な核心は生きることであり、大へんうれしく思います。

私が今すぐに行かなくても不安の理由です。

河村 隆二様

1. 八月には、秋子さんへの Tel. 等を言わせて、うさうさとこころを
うたひきあひあつこうこころをうたひました。その後経過をうたひると、
宿舎明渡に関する公判の判決期日は、8.28に予定されていた
のですが、代理人弁護士と裁判所の交渉で延期せよ、次回は
未定です。(口頭弁論が再開される可能性も0ではないかもしれません。)

また、生活保護の支給方法変更に関する公判の判決期日を
8月26日から9月30日に延期せよとします。

この延期によって獲得された時間を、何とかして、これまでの
問題の展覧に応用したい、と考へておきます。9月末までに
RB302へ、問題集の把握のためにおいて下いることも検討して
おたくとあひあつたく思ひます。

2. 河村公判の判決前に、書証等についての説明書を出すため
うち合せが9.12に予定されておるようですが、

五月三日の会通信才24号に関するは、どうなつておますか?
念のため、コピー(原本は、あと一冊を渡すのみです。)を同封し
おて応用して下されば幸いです。

その他、これまで、うち合せ会議のためにさし上つたお金のレシートの
内容を生かして下さることを願つておます。

~'86.9.12~

松下 昇

追記 時の会通信才<15>号2冊(河村さんと山浦さんとあつ)を同封
します。

~~ハヤタ+V.V. | セット (とあつたあつた、こうです。追加可能)を~~

~~うち合せ会議の参加者、竹中さんに託します。~~

~~この手紙と共に~~

竹中さんに託す予定でしたが、今回は参加が困難なため、弁護士事務所に
送らせていただきます。

裁判官に酒パック投げる

元神戸大講師、判決延期に怒り

大阪高裁



京都大教養部の教室を占拠し、国から明け渡しを求められて訴訟中の神戸市灘区赤松町一の一、松下昇・元神戸大講師室の二写真(懲戒免職)が、二十四日、大阪高裁民事六部(石川恭裁判長)の法廷で裁判官席に紙パック入りの清酒を投げつけ、二十日間の監置処分を受けて天満署に拘留された。

松下元講師は五十一年以降、京都大教養部二ツ講義料室に寝泊まりして自主裁量に任じていた。三十三日裁判官に卵を投げつけた。

事件があったのは二十四日午後一時十五分ごろ。関係者の話によると、高裁二〇〇七号法廷で石川裁判長が判決延期を通告、退廷しようとしたところ、「裁判長、審理しろ」と叫びながら、持っていた清酒の紙パック(五百リットル入り)を投げつけた。裁判官三人はとっさに身をかわした

石川裁判長は、松下元講師の拘束と傍聴席の支援者約二十人の退廷を命じたが、支援者が抵抗し騒いだため、同日夕開いた制裁裁判で監置としては最長の二十日間を決定した。この際、傍聴席の自称根本健司(住所、職業不明)が廷吏の足をけるなど暴行、公務執行妨害の現行犯で逮捕された。

松下元講師は、五十九年十一月、東京高裁で判決文をひたたくって監置処分を受けたほか、四十九年には岡山地裁で裁判官に卵を投げつけた。

少くとも一印は読り

山浦元様

時の櫻通信第14号がまたのたびを送ります。15~16ページは河村公判に、やや原則論的批判を二枚と添えて送ります。何かのあたりにお役に立てれば幸いです。河村にもお送りします。

88.2.7 松下昇

山浦元様

9.19日のお手紙と貴筆をかいま読みました。10.16公判には年々お中さんから行くつもりです。時の櫻通信第14号がまたのたびを送ります。15~16ページは河村公判に、やや原則論的批判を二枚と添えて送ります。何かのあたりにお役に立てれば幸いです。河村にもお送りします。

東京での集会(9.25)では、直接お話しできず、心残りでしたが、山浦さんの原則論を拝読し、大へん印象的でした。山浦さんの存在が河村公判の太刀打ちできていることをあらためて感じました。

88.9.23 松下昇

山浦 元 様

10月19日付のお手紙をいただきました。

河村公判の判決内容は予測通りのもので、その
公判を媒介して、ごまごまの人、とゆ山々山浦さんにお会
ひできて、より店へテーマに目を向けることができたのは
喜んだことが、本々へ成果だと思っております。

さて、お申し越しの件ですが、時の要通信の号数の
つけ方は、やはり原則的では

ずくまの号は、知の(六まで取上げた)息子にふり
つて、倉本のまじり

ずくまの号は、135日附の知の(一)と倉本の
まじり、とこの説明を述べたくしてあげておいた、
と考へております。
10月16日地

(とゆ山々、ずくまの号、ずくまの号の号は、ふりま
すか---) この倉本の1-1については、当面、結果にする
つもりは無く、知のとこを話せる方に、その場で回す
つもりでございます。いつか、こまごまおいて下いる機会が
あるはず、とゆ山々、こまごまに、考へて下さる。(とゆ山々、ずくまの号の現場)

先生、自然科学論に關して、10月16日に貴會で意見を
 交換いたしました。今日は、(東海大学新聞にのせられた?)
 文章の2ページを送り下さり、謝意を述べさせていただきます。
 知の非専門家としては、自然科学の方法を支
 持するに、研究や実業の発展に役立つ方法として、
 非常に大層に、その重要性が感じられ、この間、
 大学評議会の中で感じました。その間、
 そのような直感的な表現が、具体的に生活の場面で
 入るべきものである。(イチャだ、生活のたぐいに目を向ける)
 といふ構造自体も、時間と格闘するに、研究や実業の進
 歩に役立つことの意味が大きい。(即ち、生活の場
 面での時間のくくりに、行かぬ決定的に本質的な指導の
 知識の現場で、共通のテーマに、
 打ち合わせる。と、統一した、具体的に検討する
 場を、
 打ちの同領域建築設計研究会への参加も、このように戦略的
 への応用です。これから先、折に、ご連絡します。あ
 ります。お願ひします。 '86. 10. 24 松下 昇

二審判決批判

1. 争点を平板化し、縮小してゐる。

(a) 授業ボイコット > α 周連、比重のあき方の
その後の反省～警察の圧力 形式性。

(b) 三次にわたる自宅研修命令の処理

その背後に及ぶ思想転向強要～コンピュータの隔離策動を
(周本の前後・前後) 審理してゐる。

自宅研修命令 > は、他に例を見ない。 < 悟識性 > に忌印。
三次にわたること < 全国に >

(c) 本訴の提起、原告の理由(契機)である、と一重た性を
放棄。

2. 憲法十九条の処理、競争 > 責任をくぐり、検証工作
を、超管理社会への道を正して清めてゐる。
(思想表現の自由の許容度の秩序的、空洞化してゐる。)

3. 「労働者と業務命令」の一般論と、本作の教員としての
特性と都合のよゝ形式論理で労働協約 ~~を~~
に適用してゐる。
(原告の判断に参加する)

4. 組合の全過程に及ぶ詳細な記録、証言と媒介せず、
一方的な秩序感覚で組合を追認してゐる。
(教室、教授会、各々メンバーの意識の押し～組合への加担)

組合

*1 上告理由としての憲法違反性

才11条 基本的人権 (ボイコットに至る人間関係の重さ)

才14条 法の下での平等

(国立大学では、ボイコット宣言後、約1月～数年を
組合員(34名)

才19条 思想及び良心の自由 (労基法才3条に因連)

才21条 表現の自由 (實際の行爲と潜在的可能性の混同)

才27条 勤労の権利及び義務 (解雇の追認)
^{教育権は公}

才32条 裁判を受ける権利 (争点の縮小、取り捨て)
(本訴提起が実質的知合理由)

才39条 一事不再理 (三次にわたる自宅研修処分、解雇)
^{争点}

*2 憲法各条の争点、その根本理念

公平な思考～審理の原則

に違反してゐる、と一主張が不可欠である。

*3 一～三審制度の空洞化、その対抗に批判的
突破してゐるが、一～三審の過程にかかわるその争点の
に用いれる。

① 10.27 AURA 設計工房のうち合せの参加者は

河村さん、私、代田、宮内、海田、田宮の各氏でした。

(事務的質問、秋田さん、河村さん以外、討論内容は耳にした
いたという方の発言はなしです。) 全体を私は確認して...

小林、宮田、その他招請状をうけた人々のうち欠席者が
あつた。欠席するに、おまひ、その理由について、全く連絡が
ありませんでした。河村公判のうち合せ、では、いつまでこのよう

状態の方で了解か? 公判が何回も経く時は、ともかくとして、
止告は、公判は周知です。極端にいうと、止告趣意書提出令
一片の棄却を申し却下の紙片が送られてくる、という段階
をへてすから、10.27のうち合せは、他のうち合せよりも質、量
ともに大きく異なる意味をもつていたといえます。

とりわけ、山浦さんは、10.18判決の直後に、判決文コピーに
各人が集って添削して持ち寄り、止告書作り、それと並べる
べくも、たまたまに、応用した、と提案されたのですから、
10.27には欠席されるとしても、ご自分の考をどういった人と
通じててもとどけでいた、たたくべきではなかった、というのか?
(ただし、これは必ずしも、山浦さんの怠慢? と取判しては、
てはなりません。参加者かた一人として、山浦さんの提案を
実行してご自分の
ことが厳然として指示されたのですから。)

② 前項の趣意は、10.27のうち合せの重要性と、各人の参加の振舞い等、そのほかの討議が不足していること、指摘がなされた。この項では、各人の山浦提案を正式に実行しようとしたが、内容的には各周してまいりました。

10.16には、私も、山浦提案は、意味がなると積極的に反対しました。そして、当日は、口頭で反対を表明し、(判決文の20-21と24のあたりは10.27のうち合せの連日～うち合せと並行して、このことには反対するが) という趣意を述べた。一言でいって、判決文の枠内では、私の山浦案によることの困難さ、というが、根拠的総り～由感感か、うち合せと併行して記入する点に同意するわけです。

このうち合せ案は、山浦提案と対して、そのほかの人が、程度の差はあれ、感して来たので、ないが、(ただし、10.27のうち合せの場合には、原則に判決文を本人で書いていたのは、河野さんと知た4人) でした。管内でいえば、会議がけいまりから、けいまりとよみけいまりと一始末で、これでは、裁判にかつことは勿論、裁判をやめていくことも許さざるを得ない、と感してました。しかし、これも、全面的批判というわけではありません。もっとも、先進的本人でさえ、このうち合せが裁判にかかるといふ情状の重さの確認として、説いたのです。))

③ さて、私は判決文の〈逐条〉はできあがって、送られて
 判決文批判をしようと思いましたが、10.26は私は東京(丸川)
 に行き、母のところに宿泊したので、10〜11日に行かざる
 をとるに決まらず(死に直前だったので、生まれてくる年の老母の養
 育に医療と母と私からそれぞれ支えようとして [大知にむす])
 行くと、支えようと思っていた母のたんのう炎は5日長期
 入院が10.25〜26日、母に関する書類〜印字等は妹がとっ
 いたために、お礼して母の住居へ行かざるを得なかった。)

に関する雑誌があり、母の実家の迷惑を軽減するために
 投じの
 屋の上で是非をめぐらして、又も子かく住しなくてはならず
 がいたずらに同書がのりこめられた。 (明方には)

翌10.27に、この本参加者の逐条註(〜12〜)をコピーし
 くと、新聞のレポートの書籍部へいくと、1枚の用紙を
 1部のコピーです。その後、AURA設計事務所11部コピーした。
 (ついでに、コピーが高くなるのは、レポートと逐条註で、これは
 何枚の論です)。また、職場で〈逐〉評コピーする人が多く、
 送付は私に大へに依存として — 逐条判決文も、たしか明方の
 コピー材を用いてはいます — そのイミは職場の人〜関係性
 に関する、討論の契機にしておく都合で、有償的をいっている。
 少くとも威殺は、と、自分賞を必要とする。)

枚55月

宮内忠人は多分、自分から2巻の途中で知解にふた印、たこ
 の心残りか、 $\sqrt{2}$ に反し、上巻巻とへし、裁判所の最高水準と
 の大差がある。いふが、(反りがいふ?) ためあがりのでしよ
 うしよか? 手だ、後述する河村氏の生か方へ発想への異相か
 集積してゐるため、知のレベルを媒介して、河村批判? といふ
 のでしよ。(宮内氏と親しい)

(B) 河村氏は、"いや、その反りがあつたが、秋山、福田 介義士が
 自分で金力を出してが、陳述書と対峙した。" (河村派発意への
 ことごとくたりにした。いふが、その反りを批判したこともあつた、と
 述べた。と、議論に及りた。

宮内氏は、7.25集会(和や山浦工人王等)の反として、福田
 氏を、筆名をまじ、知の中で、河村、満田両氏を批判してゐる、
 と紹介された。

↓
 一審判決前には、裁判は正
 反りか三は正か、とへてゐるが、
 一審判決後、福田氏に、二人が判決
 をうけて取柄くさへんか、とへた。

両氏は、あまり適確には答へず、~~知は~~ 知は、~~知は~~ 両氏が福田氏
 より大いと思へてゐる (新藤士郎)
 のをいふてゐました。両氏も、法廷で水罪を吐き出したとて、よく
 金を出さず、~~とて~~ 知を知らず、~~とて~~ 知を知らず、~~とて~~ 知を知らず、
 (ただし、両氏自身も、このことと争つてゐたといふことがあつたか?)

⑨ 田宮氏の「知のロジック」の大意には、科学者らしい(?)
 客観的態度で構成されたが、第19条(思想及び良心の自由)
 について、「公共の福祉に反しない限り」という視点が、
 河村氏の授業レポートは評価した上で「何を?」(裁判所
 に限らず、〈自分〉も...)と示した。

知の憲法前文や、憲法制定時の情勢感覚、すなわち、
 平等と尊重を必要とする社会の水準での公共の福祉性
 公権者主体で、法的な手段に即して開始されたが、法的に成立して
 (治安維持法も) 不服従、ボイコットし、批判も重要
 との考えを、憲法制定委員も承知していた。

⑩ その他、いくつかのテーマが議論されたが、上巻については
 前記の甲に命じたところに基づき、審判(第17(甲))
 の了り合点まで、河村氏が「憲法をもう一度勉強して、上巻
 趣意書発表をがんばる」ので、全員で検討することになった。
 知を学ぶ参加した人々で、案の定、激賞が降りた。
 終りに山本、知の河村氏に対して知の〈点〉評があり
 交通費が、^(山本)「案内は、教授組織と見」
 うる丹を出して下さることにあり、
 とお礼を述べた。たのび、実は知は、その中には、
 教員用しかお礼にはななかった。キョウをかわすに、
 または部分的に、お礼を続けることは可能ですが、今回もなりました

宮内 — 河野工は、提案を二つした。菅野は生じた。

河野 — 自らの推進力が強く、懐疑漸次。

高田 — 自らの態度を保留する。菅野は政府機関に入り、

委員として、河野を以て、その大学復帰と同じくして

河野に、自らの〈良心〉を、大学に示し、菅野に示し、

ける過程で、支援したり、批判したりすること、菅野は夕々

しいと云い、生活の面から云い。

松下 — 「懐疑」と「保留」の時間性があること、指力にからせ

て、その構造が問題ではないか?

宮内 — 菅野の周縁の研究をするに自体が分けた。

河野 — 宮内と云い、一統建築士の角書をする記事の

私に、物理学者として仕事する批判はできず、どっちも

国家の承認がある。

宮内 —

松下 — 建築家の国家資格を争うこと、菅野にかかわる

ことは共通するところ、他に、さかあつと云うか。

河野 — 同じだ。建築家は死ぬて人の死ぬ確率と、菅野

の事故で人の死ぬ確率は、相対的に〈同じ〉といえる

松下 — それを争った。(キツイの一方を争った。)

建築は、建築の〈素人〉が、その出現過程や、一夕処理に参加

できるが、菅野はそうではない。また、建築は空間といふか。

た、ハルキート空間がとれてあるというは、権力とたたかへ
止揚する機能をもつ。 尊子力について、このように掘起し
人は、またへき。

河野 — ...

満田 — 結論だけをもっても困る。 尊子力には、それ以外の
専門的知識と体験が要しと請うられたいとすべきあり、
カレハにタメが、いふ。

河野 — 人間は、35歳の半段でもエネルギ（ア）が火を打た。
石油も、あと20年しかたない。

田房 — 今のはオカシ。 また、もうがどい、という二と、尊子と
推進せぬは、どういふは全く関係が。

満田 — 今までは、10、17シボと、どういふデータを用いて請
うられたい。

田房 — いふも、いふ。 会場で取付したものは、ここにいふか？
(と、室内化にきくとが、室内化は、ここにいふか？と、いふか？
ここにいふ、という。 全員シボしていふうちに、田房は
電車が早く来る、という立ちはる。)

松下 — このデータと、10、17にまかりたい。

(山浦は、このデータを、まかりたいと思ふ。 何ともしよ、と、いふ
と、知は思ふ、といふ。)

脚
朝
炎
に
か
か
る
ほ
と
く

⑫ 全員以外に先ず取次ぐく海軍、河村氏は、ボツリと
 「坂本本人はお元気ですか？」とたずねられた。実は、この頃
 は、この数ヵ月、河村本人が 知に 送る 唯一の 質問者 であつた。
 この 罪状 には、

1. 数年前に 岡山大学 等に ショホシム 講師 として 参加 された
 河村氏が、テマ (字 放 国 策、〜にかかゆる) との 関連 した
 全員を 代表 して、坂本 秋子 さん (岡山大学 知命 を 襲 害 した
 (注) 参加者) 坂本 宇信 氏 の 既 婚 系 列、 是 の 経 緯 等
 公務員 宿舎 から 娘 さん 2 人 と 共 に 近 くの アパート へ 移、 来た。) へ
 に来 ん だ 行 け した こと がある。

2. 是 の 際 には、秋子 さん へ、坂本 氏 (ヤ 松 下) が、字 放 等
 にかかゆる 等 諸 事 を して 解 之 け した こと へ、
 岡山 大 学 本 業 した 女 性 が 男 の 子 を 生 ん だ こと へ 是 の 経 緯 等 疑
 向 がある こと へ した。

3. 是 は、前 記 の 公務員 宿舎 の 明 後 講 論 の 証 人 として
 出 立 せ った こと、 是 出 立 共 に、前 項 の テマ にかかゆる、河村 氏
 を 合 々 て 訪 問 した こと へ、河村 氏 へ、秋子 さん へ 是 の 場
 面 へ つ づ け て 出 立 せ った こと へ、提 案 して 出 立 せ った こと へ、今 年 の 夏 頃
 依 頼 して きた。秋子 さん へ、河村 氏 の Tel. へ 打 ち 掛 け した。

この 経 緯 等 へ 関 連 する、河村 氏 へ、知 命 にかかゆる、坂本 氏

山浦 元 様

12-1のうしなせには参加できず、楽しみにしておりましたので、
12-2にて、この山浦の報告をお送り下さい。ありがとうございました。

12-5夜に河村さんへTelし、田宮さんや私の文章のバックアップは
応用してもいいか、できるかと、河村さんの文章でかいてほしい、という
旨を、表親に生命がこめられず、とのおへておきました。

12-25の忘年会には、おんが余裕がなく、また、舟艇士の話
では上巻は最高裁にまだ受理されていず、(高裁での訴訟費用
の計算が不くれ、記録の移送がすすんでいないと、このことですが)
ので、うしなせの次回も来年になり、お会いできるのが、かぎりなく
遅くなる、たのしみにしてあります。

なお、11-~~27~~¹⁷にも少し話題にふりましたが、SD構築の件は
研究者、研究者としての山浦さんの意見とうかがいたく思います。

11-~~27~~¹⁷に田宮さんより、資料を同封しておきます。私は、
10-15にAURA設計工房で同時代建築研究会の例会に出席の方で
同席していただきました。その時、10-19に研究会とLDV(お話し)
資料の企画について説明がなされてあり、知財、著作権、工場の
急ぎを述べたときは、河村の相談がすすんで来たので、資料入手と
急ぎを述べたときは、河村の相談がすすんで来たので、資料入手と

山浦 元 様

12-10日にて貴重なご意見を入手頂き、誠に大変有
り難うございました。お礼を申し上げます。

昨年12-6に東京でおこなったシムラシカの記録の追加分
が入った資料の1冊を送ります。記録には以前にAURAに
お送りしております。

来年はますます東京へ直接でいろいろ条件の合致を
目指す。今後等では山浦様との本格的な意見交換を
目指すと念願しております。

'86. 12. 24 松下 昇